

■議案第16号 第2期四万十町子ども・子育て支援事業計画の策定について

【計画策定の趣旨】

平成27年度から始まった国の子ども・子育て支援新制度の下、本町においては、四万十町子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域の実情に応じた「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んできました。

この第1期計画の計画期間が令和元年度で満了するため、新たに令和2年度以降の計画を策定することについて、四万十町議会基本条例（平成22年四万十町条例第26号）第11条の規定により議会の議決を求めるものです。

【計画の法的根拠及び位置付け】

本計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に基づく「市町村行動計画」として策定します。

また、本計画は、第2次四万十町総合振興計画を上位計画として、かけがえのない子どもの成長と、子どもを産み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。

【計画の期間】

市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村行動計画は、5年を1期とすることが法に規定されているため、計画期間は、令和2年度からの5年間としています。

【提案までの経過】

本計画の策定に当たっては、地域の教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出する必要があることから、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用状況」について現状と課題を的確に把握するため、子育て支援に関するアンケート調査を行っています。

また、保護者、地域の子育て関係団体、学識経験者、町職員で組織する「四万十町子ども・子育て会議」を計4回開催し、第1期計画の達成状況及び課題の検討並びに第2期計画の原案について、県との連携も図りながら審議を行い、幅広い意見の集約と調整を行いました。

本年2月には計画を取りまとめ、意見公募が完了しましたので、本議会へ提案するものです。

【基本理念】

本計画では、『まちの将来を担う人を育むまち』を基本理念として、計画の推進を図ります。

【基本目標】

基本理念として掲げた将来像の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げています。

- (1) 子育てを支える地域づくり
- (2) 安心して産み育てることのできる環境づくり
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育の推進
- (4) 配慮が必要な家庭や児童への支援
- (5) 安心して暮らすことのできる地域づくり

【別冊議案の補足説明】

本議会で審議いただき決定していただく内容は、基本理念と基本目標のほか、施策の展開、子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策について記載している部分になります。

このため、実際に製本するまでの間には、実質的な修正に該当しない全体的なレイアウトの修正やイラストの追加等の変更を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【根拠法令】

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2～10 略

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という）を策定することができる。

2～8 略

四万十町議会基本条例（抜粋）

（法第96条第2項の議決事項）

第11条 法第96条第2項の議会の議決事項については、次のとおり定めるものとする。ただし、各号の議決を受けた計画の簡易な変更についてはこの限りでない。

- (1)～(3) 略
- (4) 次世代育成支援行動計画
- (5)～(9) 略